

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

常呂川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

目次

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	27
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可…………… (農業支援課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	27
○土地収用法による土地の立入りの通知…………… (建設部総務課)	28
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	28
○道路の供用の開始…………… (道路課)	28
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 …………… (出納局総務課)	28
道人事委員会規則	
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則……………	29
道公安委員会規則	
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則……………	31
道警察本部告示	
○道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程……………	32

告 示

北海道告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成20年11月19日、月形土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第743号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、訓子府土地改良区が管理する常呂川頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

北海道告示第744号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町426地先・426・1409(以上1筆地先2筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカブ原野1723
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シムカブ原野1723(次の図に示す部分に限る。)
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字仁宇布506の1・506の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字帯富63・260の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、54の2、55の2

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第745号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 釧路市昭和190番4302
- 4 立入期間 平成20年12月15日から12月19日まで

北海道告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
小樽海岸公園線 北海道小樽土木現業所	小樽市高島3丁目203番2地先から 小樽市高島3丁目195番2地先まで		前	15.65mから 26.35mまで	109.00m	—
			後	15.65mから 33.84mまで	109.00m	—
清里止別線 北海道網走土木現業所	斜里郡小清水町字旭166番1地先から 斜里郡小清水町字旭126番1地先まで		前	11.67mから 16.32mまで	565.59m	—
			後	15.25mから 29.91mまで	540.33m	—

北海道告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署2413林班地先から夕張市若菜2番3地先まで	平成20.12.1 午後1時
道道 山花鶴丘線 北海道釧路土木現業所	釧路市山花13線135番3地先（道道雄別釧路線交点）から釧路市鶴丘9線159番2地先（一般国道240号交点）まで	同 20.12.12
道道 中札内インター線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村大通北1丁目19番1地先から河西郡中札内村東1条北1丁目1番地先まで 河西郡中札内村協和東3線248番4地先から河西郡中札内村協和東3線248番9地先まで	同 20.11.28

北海道告示第748号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項札幌銀行の事項を削る。

道 人 事 委 員 会 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 2—47

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

第1条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2—45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項29の事項中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同表個別事項30の事項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第2条 初任給調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7—137)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第3条 農林漁業普及指導手当に関する規則(北海道人事委員会規則7—232)の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「財団法人漁村教育会」の次に「(昭和23年5月1日に財団法人漁村教育会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第3条第1号中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(給与の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7—280)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益

的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第22条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第23条第7号、第26条の2、第26条の4、第29条第4号、第29条の6第2項第6号及び第10号並びに第31条第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第32条第2項第2号、第3号及び第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第35条の3第1項第2号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7—1075)を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第6条 通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7—284)の一部を次のように改正する。

第15条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第16条第2号、第17条の2第1項第3号及び第17条の4第2項中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7—1056)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第8条 住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則7—354)の一部を次のように改正する。

第2条の3中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第9条 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第2項第1号中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改め、同項第2号及び同条第3項第1号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第10条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第16条中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第21条第1項中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第42条第1項及び第2項並びに第42条の2中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第9中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第11条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第2項第6号中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改め、同項第7号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

別記第1号様式中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等へ

の北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

（給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正）

第12条 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条第9号エ中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改め、同条第12号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（地域手当に関する規則の一部改正）

第13条 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同項第3号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第5条第6号中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正）

第14条 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第6条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公立大学法人札幌医科大学

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成9年6月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。）

財団法人新千歳空港周辺環境整備財団（平成6年6月1日に財団法人新千歳空港周辺環境整備財団という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道科学技術総合振興センター（昭和63年6月2日に財団法人北海道地域技術振興センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道建設技術センター（平成5年5月12日に財団法人北海道建設技術センターという名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道公立学校教職員互助会（昭和51年10月25日に財団法人北海道公立学校教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道市町村振興協会（昭和54年3月31日に財団法人北海道市町村振興協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道地域総合振興機構（昭和63年7月1日に財団法人北海道地域総合振興機構という名称で設立された法人をいう。）

財団法人北海道農業開発公社（昭和45年6月1日に財団法人北海道農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人北海道社会事業協会

社団法人釧路市医師会（昭和23年2月9日に社団法人釧路市医師会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道観光振興機構（昭和37年9月27日に社団法人北海道観光連盟という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道国際農業交流協会（昭和63年4月1日に社団法人北海道国際農業交流協会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道農業担い手育成センター（平成7年8月23日に社団法人北海道農業担い手育成センターという名称で設立された法人をいう。）

社団法人北海道貿易物産振興会（昭和39年7月27日に社団法人北海道貿易物産振興会という名称で設立された法人をいう。）

社団法人北方圏センター（昭和47年1月28日に社団法人北方圏センターという名称で設立された法人をいう。）

北海道厚生農業協同組合連合会

北海道住宅供給公社

北海道土地開発公社

北海道土地改良事業団体連合会

北海道農業会議

（北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正）

第15条 北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第2号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項第5号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第6号及び第7号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。
（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正）
- 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則」に改める。
 - 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-42）第7条第2項第7号
 - 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）第7条第2項第7号
 - 北海道職員等の育児休業等に関する規則（北海道人事委員会規則17-0）第3条第2項第8号
（経過措置）
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の単身赴任手当に関する規則の規定に基づいて作成されている単身赴任届の用紙がある場合においては、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

道 公 安 委 員 会 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第8号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道警察の組織に関する規則の一部改正）

第1条 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を

次のように改正する。

第8条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

（北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

第2条 北海道公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和59年北海道公安委員会規則第5号）は、廃止する。

（道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正）

第3条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

（北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部改正）

第4条 北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人」に改め、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第300号

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程

道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号キ中「社団法人日本自動車連盟」の次に「（昭和26年11月15日に社団法人ジャパン・オートモビル・アソシエーションという名称で設立された法人をいう。）」を加え、同条第10号中「及び財団法人血液供給事業団を含む。」を削る。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。